

現行計画（平成26年3月修正）

「大阪府地域防災計画」は災害対策基本法第40条に基づき作成され、その内容については同法第34条に基づき作成された国の「防災基本計画」の内容に抵触しないものとされている。
 以上を踏まえた上で、大阪府防災会議では、南海トラフ巨大地震による被害に対応するため、『減災』の考え方を基本理念とし、「I 命を守る」「II 命をつなぐ」など5つを基本方針とする「大阪府地域防災計画」を平成26年3月に修正。

基本理念 『防災』から『減災』（被害の最小化及びその迅速な回復を図る）の考え方へ

基本方針 I 命を守る II 命をつなぐ
 III 必要不可欠な行政機能の維持
 IV 経済活動の機能維持
 V 迅速な復旧・復興

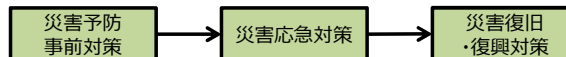
施策の方向性

1. 危機管理体制の再構築
2. 自助・共助の充実
3. 「逃げる」ための対策の総合化
4. 被災者の多様なニーズへの適切な対応
5. 迅速な復旧・復興
6. 大阪特有のリスクへの対応

計画の構成



災害対策の順序に沿って記述



今年度 修正案

修正点

現行計画をベースとして、以下の修正を行う。

- I 国の「防災基本計画」の修正（⇒H26広島土砂災害、H27鬼怒川水害等）を踏まえた修正
- II 熊本地震の教訓等を踏まえた修正
- III 府の防災対策の最新の取組みを踏まえた修正
 （新・大阪府地震防災アクションプラン、住宅建築物耐震10年戦略・大阪、大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針 など）
- IV その他の修正（組織改正に伴う修正等）

修正概要

以下の項目を現行計画(平成26年)に追記・反映(無表記の項目は追記分として整理)

I 防災基本計画の修正を踏まえた修正

緊急交通路

- 道路管理者による放置車両等の移動、府公安委員会による通行禁止区間の指定や放置車両等の移動要請（道路交通法等改正）

水害予防

- 府による洪水・内水・高潮毎の最大規模を想定した浸水区域の指定（水防法、下水道法等改正）

廃棄物処理

- 災害廃棄物の仮置場の確保や処理体制等、市町村が処理計画で示すべき事項（廃棄物処理法改正）

医療・航空

- ドクターヘリの運用体制構築や、医療救護班の活動場所及び必要に応じた参集拠点の確保、災害医療コーディネーターの活用等

国・警察・消防・自衛隊

- 警察・消防・自衛隊の部隊展開、宿営等のための拠点の確保

防災知識の普及啓発 等

- 府民の防災知識の普及啓発項目に、避難勧告等の発令時にとるべき行動等

情報収集伝達

- Lアラート（災害情報共有システム）の利用や、府における人的被害数の一元的集約

行政機能の維持

- 業務継続のための代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理等

帰宅困難者対策

- 大規模集客施設等の管理者への利用者誘導体制整備の働きかけ

地下空間対策

- 地下街等の所有者等の努力義務として、避難確保計画等を作成する場合における接続ビル等の管理者等への意見聴取

避難

- 市町村の努力義務として
 - ・災害からの避難に対する住民の理解促進
 - ・住民等の主体的避難所運営への配慮
 - ・避難所への非常用電源の確保等
- 市町村による災害種別に応じた避難所等の指定
- 垂直避難も避難行動とする避難情報の用語整理、避難準備情報等の名称変更

その他

- 用語の修正や「南海トラフ地震防災対策推進計画」（南トラ特措法）

II 熊本地震の教訓等を踏まえた修正

行政機能の維持

- 府・市町村の受援体制の強化
- 庁舎等の非構造部材も含めた耐震化の推進

避難

- 避難所外で生活している被災者の支援にかかる記述を拡充
- 外国人へのサポートの推進にかかる記述を拡充

生活再建

- 家屋被害認定・り災証明発行体制の整備にかかる記述を拡充
- みなし応急仮設住宅の活用

防災知識の普及啓発

- 規模の大きな連続地震発生の可能性の啓発 等

III 最新の防災対策を踏まえた修正

- 「新・大阪府地震防災アクションプラン」「住宅建築物耐震10年戦略・大阪」「第5次地震防災緊急事業5箇年計画」「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」等

IV その他の修正

- 組織改正に伴う修正や伝達経路の時点修正（大阪府・大阪市副首都推進局、大阪府教育庁 等）

大阪府地域防災計画（基本対策編）の主な修正箇所

I 防災基本計画の修正を踏まえた修正

以下の項目を現計画(平成26年修正)に追記・反映

緊急交通路（道路交通法等の改正）

- ・道路管理者及び港湾管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは運転者等に対し車両の移動命令又は自ら車両の移動等を行う（P.225）
- ・府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動を要請（P.226）

水害予防（水防法、下水道法等の改正）

- ・府は、洪水・内水・高潮毎の最大規模を想定した浸水区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表を行う（P.113）

廃棄物処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正）

- ・災害廃棄物の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制等について、市町村が災害廃棄物処理計画等において具体的に示すべき事項を記載（P.96,266）
- ・府は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の廃棄物の処理体制等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すべき事項を記載。また、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立等（P.96,266）

医療・航空

- ・ドクターヘリの運用体制の構築（P.46）
- ・広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の用語の統一（P.33,205,208）
- ・府は、医療救護班の活動場所及び必要に応じた参集拠点の確保を図る（P.206）
- ・府は、災害対策本部内に航空機運用調整班を設置し、必要な調整を行う（P.228）
- ・府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また活動の終了以降、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用する（P.207）

国・警察・消防・自衛隊

- ・自衛隊の自発的出動基準について、「海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合」を記載（P.137）
- ・府、市町村は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る（P.140）

防災知識の普及啓発等

- ・府民の防災知識の普及啓発に向けた活動（気象予報や避難指示等の意味、避難勧告等の発令時にとるべき行動）（P.79,80）
- ・市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して明示するよう努める（P.56）

情報収集伝達

- ・市町村において、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との情報連絡体制の確保、災害時のライフライン被害状況や備蓄状況等の情報収集（P.40,195）
- ・Lアラート（災害情報共有システム）の利用（P.39,40,215）
- ・人的被害の数（死者・行方不明者数）について、府が一元的に集約。また、関係機関は府に連絡する（P.195）

行政機能の維持

- ・業務継続のため、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、非常時優先業務の整理（P.37）

帰宅困難者対策

- ・府は市町村と連携して、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけ（P.74）

地下空間対策

- ・地下街等の所有者または管理者は、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合、接続ビル等の管理者等の意見を聴くよう努める（P.110）

避難

- ・市町村は、災害からの避難に対する住民の理解促進に努める（P.59）
- ・市町村において、災害種別に応じた避難場所、避難所の指定（P.56）
- ・災害が切迫した状況では、「緊急的な退避場所への避難」「屋内での安全確保措置」も避難行動とする。また、それを踏まえて、住民にわかりやすい避難情報とする観点から、これまで府独自で設定していた「一時避難情報」を削除（P.213～215）
- ・避難準備情報等の名称変更を反映（P.59,79,213～215）
- ・津波災害に対する避難体制として、津波警報等が発表された場合に、直ちに避難指示を発令することを基本とする。（P.188,213）
- ・市町村は、避難所の運営管理のために必要な知識の普及にあたり、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める（P.58）
- ・市町村は、指定避難所における非常用電源の確保等に努める（P.57）

その他

- ・用語修正
- …遺体の処理→遺体対策（P.267）
- …応急仮設住宅の建設→応急仮設住宅の提供（P.250）
- ・「南海トラフ地震防災対策推進計画」の記載（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）（P.279）

II 熊本地震の教訓等を踏まえた修正

以下の項目を現計画(平成26年修正)に追記・反映

- ・庁舎・防災拠点・避難所に関する非構造部材も含めた耐震化の推進（P.57）
- ・家屋被害認定・り災証明発行体制の整備（P.36,61）
- ・民間賃貸住宅を借り上げて供与するみなし応急仮設住宅の活用（P.251）
- ・外国人へのサポートの推進（P.72,218）
- ・避難所外で生活している被災者の把握と支援（P.218,247）
- ・住民への福祉避難所の役割周知（P.72）
- ・府・市町村の受援体制の強化（P.35,38）
- ・規模の大きな連続地震の可能性についての啓発（P.79,198）

III 最新の防災対策を踏まえた修正

防災関係の計画について直近のものを反映

- ・「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月改訂、平成28年2月一部改訂）
- ・「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」（平成28年1月改訂）
- ・「第5次地震防災緊急事業5箇年計画」（平成28年度未改訂予定）
- ・「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」等

IV その他の修正

- ・文言表記の統一
- ・組織改正に伴う修正（大阪府・大阪市副首都推進局、大阪府教育庁等）
- ・関係機関への伝達経路等について、時点修正